第104期　中 間 決 算 公 告

平成20年12月24日

福島県郡山市中町19番1号
株式会社　大東銀行
取締役社長　能勢　秀幸

中 間 貸 借 対 照 表

（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	57,398	預金	604,954
コールローン	5,000	コールマネー	72
金銭の信託	2,678	借用金	2,010
有価証券	138,160	新株予約権付社債	2,100
貸出金	424,631	その他負債	3,309
外国為替	232	未払法人税等	36
その他資産	2,264	その他の負債	3,273
有形固定資産	13,956	賞与引当金	136
無形固定資産	1,142	退職給付引当金	3,066
繰延税金資産	3,526	睡眠預金払戻損失引当金	97
支払承諾見返	1,559	偶発損失引当金	48
貸倒引当金	△ 8,534	再評価に係る繰延税金負債	1,967
		支払承諾	1,559
		負債の部合計	619,323
		（純資産の部）	
		資本金	14,706
		資本剰余金	1,257
		資本準備金	1,257
		利益剰余金	9,338
		利益準備金	147
		その他利益剰余金	9,190
		別途積立金	8,000
		繰越利益剰余金	1,190
		自己株式	△ 39
		株主資本合計	25,262
		その他有価証券評価差額金	△ 4,466
		土地再評価差額金	1,897
		評価・換算差額等合計	△ 2,569
		純資産の部合計	22,692
資産の部合計	642,015	負債及び純資産の部合計	642,015

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中 間 損 益 計 算 書

（平成20年４月１日から
平成20年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		8,424
資金運用収益	6,495	
（うち貸出金利息）	（5,233）	
（うち有価証券利息配当金）	（1,110）	
役務取引等収益	1,211	
その他業務収益	49	
その他経常収益	668	
経常費用		8,330
資金調達費用	1,120	
（うち預金利息）	（1,089）	
役務取引等費用	516	
その他業務費用	855	
営業経費	4,432	
その他経常費用	1,406	
経常利益		93
特別利益		89
特別損失		2
税引前中間純利益		179
法人税、住民税及び事業税		11
法人税等調整額		4
中間純利益		164

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価しております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、有価証券は1,425百万円、その他有価証券評価差額金は1,345百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は80百万円減少しております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～50年

その他　　３年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,511百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

６．外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

７．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

８．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年３月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる損益に与える影響はございません。

表示方法の変更

（中間貸借対照表関係）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年７月11日）により改正され、平成20年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。なお、「その他の負債」は「その他負債」のうち「未払法人税等」以外のものの合計であります。

中間貸借対照表に関する注記

１．関係会社の株式総額　496 百万円

２．金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は3,316百万円、延滞債権額は20,997百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は38百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,403百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,754百万円であります。

なお、３.から６.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間期末残高の総額は、10,189百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。

８．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,598百万円であります。

９．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	11,734百万円
その他資産	5百万円
現金預け金	5百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,948百万円
コールマネー	72百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,789百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち、敷金は111百万円、保証金は45百万円であります。

10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,569百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が27,726百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用の土地の近隣の地価公示法（昭和44年法律第49号）第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第３号に定める当該事業用の土地について地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額　5,229百万円

12．有形固定資産の減価償却累計額　11,335百万円

13．借用金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

14．新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。

15．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,183百万円であります。

16．１株当たりの純資産額　179円94銭

17．国内基準による単体自己資本比率　8.20％

中間損益計算書に関する注記

１．「その他経常費用」には、貸出金償却146百万円、貸倒引当金繰入額688百万円及び株式等償却393百万円を含んでおります。

２．特別利益は償却債権取立益89百万円であります。

３．１株当たり中間純利益金額　1円30銭

４．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　1円16銭

有価証券に関する注記

中間貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年９月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時　価 （百万円）	差　額 （百万円）
国　債	4,999	5,119	119
社　債	5,585	5,616	30
その他	5,600	5,355	△　244
合　計	16,185	16,091	△　94

（注）時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

２．その他有価証券で時価のあるもの（平成 20 年９月 30 日現在）

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株　式	12,242	10,615	△　1,626
債　券	82,451	80,102	△　348
国　債	33,622	33,738	115
地方債	1,123	1,114	△　8
社　債	47,704	47,249	△　454
その他	27,716	25,558	△　2,158
合　計	122,410	118,276	△　4,133

（注）１．中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

２．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、583百万円（うち、株式393百万円、その他189百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について中間期末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

３．売手と買手が希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、中間貸借対照表計上額は、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、有価証券は1,425百万円、その他有価証券評価差額金は1,345百万円それぞれ増加しております。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年９月30日現在）

	金　額（百万円）
子会社・子法人等株式	496
その他有価証券	
非上場株式	638
非上場社債	2,183
出資証券	380

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年９月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
その他の金銭の信託	2,678	2,678	－

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,127百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,217
減価償却費損金算入限度超過額	157
有価証券償却	1,110
税務上の繰越欠損金	3,405
その他	2,872
繰延税金資産小計	12,892
評価性引当額	△9,031
繰延税金資産合計	3,860
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△334
繰延税金負債合計	△334
繰延税金資産の純額	3,526百万円

中間連結貸借対照表

（平成20年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	57,428	預金	604,295
コールローン及び買入手形	5,000	コールマネー及び売渡手形	72
金銭の信託	2,678	借用金	2,076
有価証券	137,832	新株予約権付社債	2,100
貸出金	423,711	その他負債	4,238
外国為替	232	賞与引当金	141
ﾘｰｽ債権及びﾘｰｽ投資資産	1,753	退職給付引当金	3,073
その他資産	3,559	利息返還損失引当金	26
有形固定資産	14,200	睡眠預金払戻損失引当金	97
無形固定資産	1,152	偶発損失引当金	48
繰延税金資産	3,727	再評価に係る繰延税金負債	1,967
支払承諾見返	11,785	支払承諾	11,785
貸倒引当金	△ 9,674	負債の部合計	629,924
		（純資産の部）	
		資本金	14,706
		資本剰余金	1,270
		利益剰余金	9,881
		自己株式	△ 241
		株主資本合計	25,616
		その他有価証券評価差額金	△ 4,407
		土地再評価差額金	1,897
		評価・換算差額等合計	△ 2,510
		少数株主持分	360
		純資産の部合計	23,466
資産の部合計	653,390	負債及び純資産の部合計	653,390

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結損益計算書

（平成20年４月１日から
平成20年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		9,117
資金運用収益	6,583	
（うち貸出金利息）	（ 5,322 ）	
（うち有価証券利息配当金）	（ 1,110 ）	
役務取引等収益	1,325	
その他業務収益	538	
その他経常収益	669	
経常費用		8,965
資金調達費用	1,119	
（うち預金利息）	（ 1,088 ）	
役務取引等費用	451	
その他業務費用	1,316	
営業経費	4,546	
その他経常費用	1,532	
経常利益		152
特別利益		89
償却債権取立益	89	
特別損失		5
固定資産処分損	5	
税金等調整前中間純利益		236
法人税、住民税及び事業税		28
法人税等調整額		△ 15
少数株主利益		20
中間純利益		202

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　２社

株式会社大東クレジットサービス

株式会社大東リース

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

３．連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価しております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、有価証券は 1,425 百万円、その他有価証券評価差額金は 1,345 百万円それぞれ増加し、繰延税金資金は 80 百万円減少しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～50年

その他　　３年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,511百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等は外貨建資産・負債を保有しておりません。

(12) リース取引の処理方法

（借手側）

該当ございません。

（貸手側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号平成 19 年３月 30 日）第 81 項に基づき、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の総額をリース期間内の各期に定額で配分する方法によっております。なお、同適用指針第 80 項を適用した場合と比べ,税金等調整前中間純利益は 83 百万円減少しております。

(13)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14)消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

５．中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年３月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年４月１日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買処理に準じた会計処理に変更しております。

（借手側）

該当ございません。

（貸手側）

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」及び「無形固定資産」が減少し、「リース債権及びリース投資資産」が1,753百万円増加しております。

なお、これによる経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

中間連結貸借対照表に関する注記

１．金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

２．貸出金のうち、破綻先債権額は3,407百万円、延滞債権額は21,707百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は38百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,457百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,610百万円であります。

なお、上記２.から５.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、10,189百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。

７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,598百万円であります。

８．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	11,734百万円
その他資産	5百万円
現金預け金	5百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,948百万円
コールマネー及び売渡手形	72百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,789百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち、敷金は111百万円、保証金は45百万円であります。

９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,054百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が36,212百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用の土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第３号に定める当該事業用の土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額5,229百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額11,381百万円

12. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,010百万円が含まれております。

13. 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。

14.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は2,183百万円であります。

15. １株当たりの純資産額184円27銭

16. 国内基準による連結自己資本比率　8.38％

中間連結損益計算書に関する注記

１.「その他経常費用」には、貸出金償却160百万円、貸倒引当金繰入額795百万円及び株式等償却393百万円を含んでおります。

２. １株当たり中間純利益金額　1円61銭

３. 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　1円43銭

有価証券に関する注記

中間連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
国　債	4,999	5,119	119
社　債	5,585	5,616	30
その他	5,600	5,355	△244
合　計	16,185	16,091	△94

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

２．その他有価証券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額（百万円）
株　式	12,275	10,783	△1,492
債　券	82,451	82,102	△348
国　債	33,622	33,738	115
地方債	1,123	1,114	△8
社　債	47,704	47,249	△454
その他	27,716	25,558	△2,158
合計	122,443	118,444	△3,999

（注）１．中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

２．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、583百万円（うち株式393百万円、その他189百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合、また、下落率が30％以上50％未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

３．売手と買手が希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、中間連結貸借対照表計上額は、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、有価証券は1,425百万円、その他有価証券評価差額金は1,345百万円それぞれ増加しております。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年９月30日現在）

	金　額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	639
非上場社債	2,183
出資証券	380

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年９月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	2,678	2,678	―